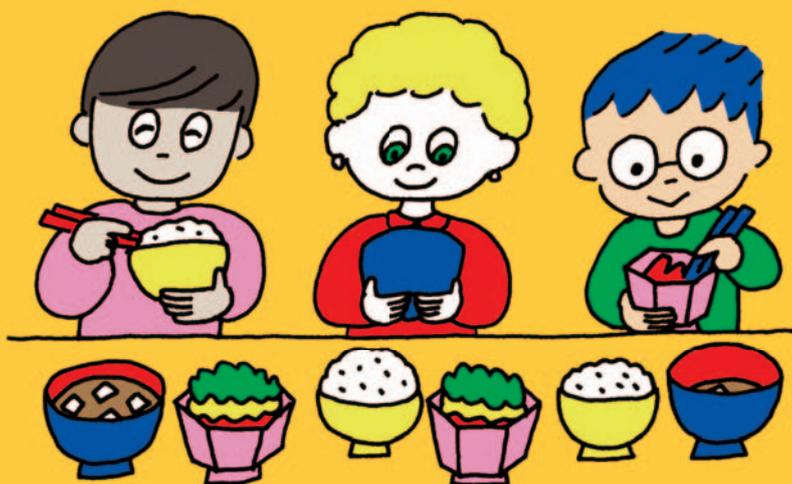


京都市 はぐくみ プラン

(京都市子ども・若者総合計画)

Kyoto City Hagukumi Plan



京都市

京都市はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定

3月13日京都市会が憲章推進を決議

平成23年4月1日「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」施行

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第1章 総則

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）の 策定に当たって



京都市長 門川 大作

「まちづくりは人づくりから」。

今から150年前、明治維新による都市衰退の危機の中、日本初の小学校を創設した京都の町衆たちの思いです。

以来、京都の人たちはその思いを受け継ぎ、子ども・若者を社会全体で温かく包み、地域で大切に育ててきました。こうして培われてきた京都ならではの「はぐくみ文化」の精神は、市民の皆様の熱心な議論を経て掲げられた「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都市はぐくみ憲章）」の中にもしっかりと刻まれています。

家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などによって、子どもや若者、その家庭が抱える課題やニーズは多様化しています。そんな中、京都が活気と魅力あふれるまちであり続けるためには、この「はぐくみ文化」の更なる深化が必要です。

この度策定した「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」は、京都が誇る「はぐくみ文化」の力を遺憾なく発揮し、社会の宝である子ども・若者を健やかで心豊かに育てていくための羅針盤となるものです。

この計画の策定に当たり多大なる御支援をいただきました「京都市はぐくみ推進審議会」の委員及び特別委員の皆様をはじめ、各種調査や市民意見募集などを通じて、貴重な御意見・御提言をお寄せいただいたすべての皆様に、心から御礼申し上げます。

人は、一人一人かけがえのない存在です。あらゆる分野で「子ども・若者の最善の利益」が大切にされ、誰ひとり取り残されない社会を実現するためには、妊娠前から子ども、若者までの切れ目ない支援を行っていかねばなりません。

同時に、子どもや若者が社会の一員として自立していくためには、社会とつながり、試行錯誤の中でやりがいや楽しさを実感しながら、自らの力を伸ばしていく。そんな、青少年の自己成長を大切に支援する「ユースサービス」の考え方も重要です。

こうした理念を盛り込んだこの計画をもとに、本市ではこれからも市民の皆様と力を合わせ、京都の未来を担う子ども・若者の笑顔にあふれ、「京都で育ってよかった」、「京都で子育てをしたい」、「京都に住み続けたい」と思えるまちづくりをしっかりと進めてまいります。皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

目次

第Ⅰ部 計画の趣旨	1
1 計画の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 京都市の特色	2
5 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状	2
6 策定の基本理念	4
7 目指すべきまちの姿	4
第Ⅱ部 具体的方策	5
第1章 優先的に取り組む事項	5
重点1 安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学び・育ち合い	5
重点2 若者のライフデザイン形成への支援	7
重点3 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止	9
重点4 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援	11
重点5 はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化	13
重点6 真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進	14
第2章 施策の体系 ～3つの柱～	15
1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長	15
妊娠・出産～乳幼児期	
(1) 母子保健	15
乳幼児期～学童期	
(2) 乳幼児期の子育て支援	16
(3) 幼児教育・保育	18
学童期～思春期	
(4) 子どもの教育環境	20
(5) 放課後の子どもたちの居場所づくり	21
思春期～青年期	
(6) 思春期保健	23
(7) 若者の自己成長と社会参加	23
ライフステージ全般	
(8) 子育て家庭の生活の安定や子ども・若者の健やかな成長に資する継続的な取組	24

2	特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援	25
(1)	貧困家庭の子ども・若者への支援	25
(2)	児童虐待対策, 少年非行対策, 社会的養育の推進	27
(3)	困難を有する若者への支援	29
(4)	障害のある子どもへの支援	30
(5)	ひとり親家庭支援	33
3	子ども・若者とその家庭をみんなで支え・はぐくむ社会	35
(1)	次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進	35
(2)	親育ち促進	37
(3)	「真のワーク・ライフ・バランス」の促進	38
第3章	各種需給計画 ～ニーズとサービス量の見込み～	39
1	子ども・子育て支援事業計画	39
(1)	教育・保育提供区域の設定	39
(2)	幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	40
(3)	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期	43
(4)	幼児教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	46
(5)	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	46
2	障害児福祉計画に掲げる数値目標	47
3	社会的養育推進計画に掲げる数値目標	48
(1)	代替養育（施設入所・里親等への委託）が必要な子どもの数	48
(2)	一時保護が必要な子どもの数の見込み	50
第Ⅲ部	計画の推進に当たって	51
1	計画の進捗管理	51
2	計画の進捗状況を示す指標	51
3	京都市はぐくみ推進審議会からの提言	52

第 I 部 計画の趣旨

1 計画の背景

京都市では、子どもや若者を「社会の宝」として健やかで心豊かに育む社会を築くための共通規範である「京都市はぐくみ憲章」（2007（平成19）年2月制定）のもと、「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」及び「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定し、着実に推進してきました。

この結果、例えば保育所等では6年連続、学童クラブ事業では8年連続で待機児童ゼロを達成（2019（平成31）年度当初時点）するなど、大きな成果も挙げてきました。

しかしながら、この5年間で、虐待・貧困・障害等の支援ニーズはより一層増大・多様化しているほか、国全体で少子化が進行するなど、子ども・若者やその家庭の生活や安全に対して大きな影響を及ぼすおそれのある社会経済情勢の変化も見られています。

この間、京都市においても、2017（平成29）年度に、子ども若者はぐくみ局の創設、子育て支援コンシェルジュ機能を担う区役所・支所子どもはぐくみ室の設置を行うなどの環境整備を進めてきたところですが、こうした状況のもと、すべての子ども・若者・子育て家庭が大切にされ、まちに笑顔があふれる社会とするためには、妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていく必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえ、これまで進めてきた3つの計画を一体化した形で後継計画として策定するものです。また、策定に当たっては、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において調査審議を行いました。

2 計画の位置付け

京都市の子ども・若者に係る総合的な計画であり、次の法定計画等に位置付けるとともに、教育分野の計画や大綱とも整合を図るものです。

位置 付け	<ul style="list-style-type: none">次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画京都市子ども・子育て支援事業計画京都市新・放課後子ども総合プラン京都市ひとり親家庭自立促進計画子育て安心プラン京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画京都市母子保健計画京都市社会的養育推進計画京都市子ども・若者計画障害児福祉計画
関連	<ul style="list-style-type: none">京都市の教育振興基本計画京都市の教育に関する「大綱」 <p>※ ともに、京都市基本計画の該当部分に位置付けられています。</p>

3 計画期間

2020（令和2）年度～2024（令和6）年度（5年間）

4 京都市の特色

京都では、先人たちによって、伝統的に次のような風土が培われてきました。

- ・ 地域で力を合わせ、日本で初めて小学校を作った「人づくりを大切にする風土」
- ・ 子どもや若者を社会の宝として「社会全体で大切に育む風土」
- ・ 子どもや若者が将来に希望を持って「自己成長していくことができる風土」

また、2006（平成18）年度には、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支え、見守るための行動規範として「京都はぐくみ憲章」が市民主導で制定されています。

こうした点から、京都市の特色は、次のように表すことができます。

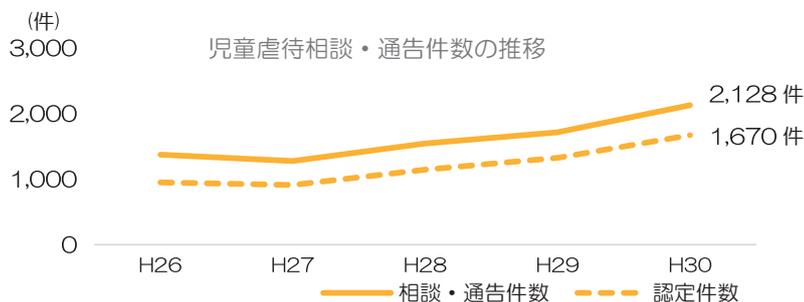
京都ならではの市民力・地域力・文化力を礎とした「はぐくみ文化」

5 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状

状況
①

虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大・多様化

児童虐待や貧困問題、ひきこもりなど、子ども・若者を取り巻く課題に対する社会的認知も広がっており、特に支援を必要とする子ども・若者とその家庭に対する支援を、よりきめ細かく行っていくための支援体制の充実が求められています。



資料：京都市「児童虐待相談・通告等の状況」

状況
②

家族や地域社会の関係性の希薄化による孤立

家族規模の縮小などにより家族間のつながりが薄くなっているとともに、自治会・町内会の加入率が伸び悩むなど、地域コミュニティの活性化も引き続き課題となっており、これらが子ども・若者や子育て家庭の孤立を招く危険性があります。

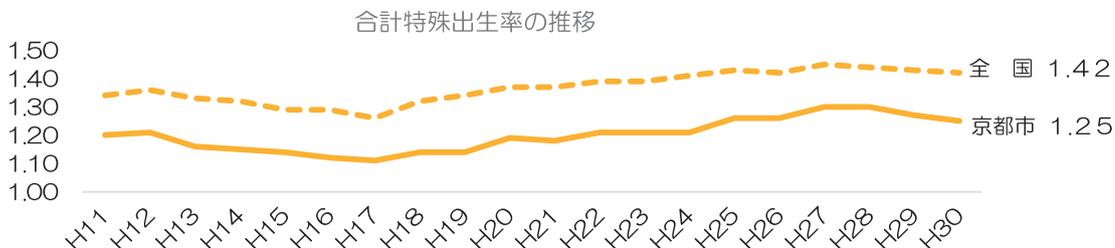


資料：京都市「自治会・町内会アンケート」

状況 ③

少子化の進行

京都市の合計特殊出生率は1.3前後で推移していますが、人口を維持するのに必要な2.07を下回り、全国平均よりも低い水準にあります。子どもの数が減ると、社会保障制度を支える現役世代の負担増、経済・地域活動の担い手不足を招くほか、児童福祉施設や学校等の持続的な運営が困難になるなどの弊害も懸念されます。



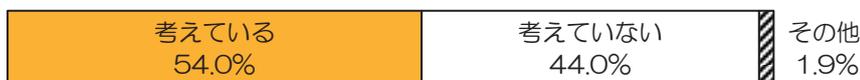
資料：厚生労働省「人口動態統計」、京都市の値は「人口動態統計」をもとに本市が独自に算出

状況 ④

生活環境や雇用環境の変化等による、若者の将来への不安感・負担感の増大

価値観の多様化に伴って自らのライフデザインを描きにくくなったことや、不本意非正規をはじめとする不安定な雇用環境、少子化などにより、若者が将来に対して不安や負担を感じやすくなっている傾向があります。

将来の自分のライフデザインへの意識



資料：京都市「青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査」(2018(平成30)年)

状況 ⑤

長時間労働の常態化等による、仕事と家庭生活の両立困難

女性の社会進出が進んでいるものの、企業の人手不足などにより長時間労働が常態化しており、男女ともに仕事と家庭生活との両立に困難を抱えています。

ワーク・ライフ・バランスが取れているか



取れていない理由



資料：京都市「家族や家庭生活のあり方に関する意識調査」(2018(平成30)年)

6 策定の基本理念

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現します。

また、少子化などの課題にしなやかに対応するため、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う[※]力」を高めます。

※ 各自が地域コミュニティを構成する一主体であるとの意識を持ちながら、他者との関わりの中で、支え合いと協力の精神に基づいて、お互いを認め、尊重し合い、共に生きること。

7 目指すべきまちの姿

これまでに述べた、京都市の特色、子ども・若者やその家庭を取り巻く現状及び策定の基本理念を踏まえて、本計画は

**すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！
笑顔あふれる「子育て・「共育」環境日本一」のまち**

を目指していきます。

また、これを通じて、国連が定めたSDGs（持続的な開発目標）の理念「誰ひとり取り残さない」を具現化するとともに、あらゆる危機を乗り越えて将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス」のある社会も実現していきます。

目指すべきまちの姿の実現に当たって重視する「子育て・「共育」環境」の視点

- ・ 「子ども」が、大切に生まれ、希望を持って育ち合うことができる。
- ・ 「若者」が、多様な可能性のもと、主体的に未来を切り拓いていくことができる。
- ・ 「子ども・若者をはぐくむすべての家庭」が、子育てから学び、子どもと共に育ち合うことができる。
- ・ 「身近な地域」が、子ども・若者を「社会の宝」として大切に育むとともに、子育て家庭を温かく応援していくことができる。
- ・ 「社会全体」で、「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、すべての人が幸せを感じることができる。

第Ⅱ部 具体的方策

第1章 優先的に取り組む事項

重点
1

安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学び・育ち合い

柱1 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進

母親が安心して妊娠・出産できる環境は、子どもの健やかな成長に不可欠ですが、昨今の少子化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、育児不安やメンタルヘルスの問題等、妊産婦が課題や困りを抱えやすい状況にあります。

このことから、「子育て世代包括支援センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮することで、妊娠前から育児期まで切れ目のない支援を行います。また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携を推進します。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進

柱2 幼児教育・保育の充実と支援の質の確保

京都市の子育て支援においては、幼児教育・保育の「質」と「量」の両面の充実を最重要事項として取り組んできました。

質の面では、国基準を上回る保育士配置や保育士の給与改善、私立幼稚園に対する独自の助成を継続するとともに、幼児教育・保育の従事者に対する充実した研修を実施しており、量の面では、第1期子ども・子育て支援事業計画のもとで計6,479人分の要保育児童の受入枠を新たに確保し（幼稚園における放課後等預かり保育を含む。）、保育を利用しやすいと実感いただける取組を推進してきた結果、2014（平成26）年度以降、年度当初における6年連続の保育所待機児童ゼロを達成しています。

今後とも、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の一層の進展、医療技術の進歩等を背景とした医療的ケアが必要な子どもの増加等に伴う、幼児教育・保育ニーズの更なる多様化など、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多様な子育て支援事業や幼児教育・保育の担い手確保も含めて、一層の支援の充実を図ります。



【主な取組】

- ・ 保育所等待機児童ゼロの継続
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ・ 保育士資格の新規取得者の確保，潜在保育士の再就職支援，就業継続支援の3つの観点からの保育の担い手確保の総合的な取組の推進
- ・ 幼児教育の質を支えるための私立幼稚園における担い手確保の支援
- ・ 幼稚園，保育園^{*}，認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進
- ・ 医療的ケア児保育支援事業の実施

※ 本計画では，一部を除き，児童福祉法上の「保育所」を「保育園」として表記しています。
なお，同法上「保育所」に含まれる保育所型認定こども園は，幼稚園型及び幼保連携型と併せて「認定こども園」と表記しています。

市営保育所の今後の役割

増加かつ多様化する保育ニーズに対し，質の高い幼児教育・保育を実践することで，子どもの健やかな育ちや学びを提供していくことを目的に，引き続き，公・民が一体となって京都市の保育の質の向上及び地域の子育て支援の更なる充実を図っていきます。

市営保育所では，その時々状況に応じて，先駆的な保育の取組や災害等予期することができない突発的な事象への対応など，公として果たすべき役割を果たしてまいります。

また，2005（平成17）年2月の社会福祉審議会の答申を踏まえて，公・民の役割分担については，財政面だけでなく，あらゆる場面で検討を進めることとしており，引き続き，公としての役割について不断の検証を行い，民間移管に取り組みます。

なお，本計画の策定に伴い，「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」は廃止しますが，改定版に基づき，既に移管対象保育所としている保育所は民間移管を進めていきます。

柱3 保幼小の連携・接続による「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

乳幼児期の教育・保育は，子どもの健全な心身の発達を図るとともに，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また，そうした学びと育ちを小学校へ円滑に接続するとともに，更にその先の中学校・高等学校等との接続においても学びの連続性を踏まえた取組を推進することが，「知識及び技能の習得」，「思考力，判断力，表現力等の育成」，「^{かんよう}学びに向かう力，人間性等の涵養」，ひいては「知・徳・体」の調和のとれた健やかな成長につながります。

このため，特に，保幼小接続の観点からは，就学支援シートやこどもみらい館における保育者の資質向上の取組など，これまでの京都市独自の取組に加え，乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を，関係団体との連携のもとに進めていきます。

【主な取組】

- ・ 小学校就学前施設と小学校の連携・接続による子どもの学びと育ちの共有
- ・ 小学校就学前施設と小学校の子どもとの交流
- ・ 小学校就学前施設と小学校の，教職員，保育士の交流及び研修の充実

若者のライフデザイン形成への支援

柱1 「若き市民」として、地域と若者が共汗することにより、社会への積極的な貢献を促進

ライフスタイルの変化やコミュニティの多様化等により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、若者が地域の行事等に関わることが難しくなっています。

青少年活動センターが地域と若者を結ぶ拠点として、若者の活動につながる情報の発信や、地域特性をいかした特色ある事業を展開することにより、若者の様々な分野へのチャレンジを支援し、若者が地域活動等を通じて喜びや楽しみを感じることができるきっかけづくりとなる取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 若者の地域交流事業の推進
- ・ 若者文化の発信

柱2 若者が持つ多様な力が発揮できる環境づくりの促進

自分の将来や進路等に対して不安を持つ若者は多く、若者が社会の担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長する支援を行うことが重要です。

このため、「ユースサービス（青少年の自己成長の支援）」の理念のもと、若者が社会を形成する主体（パートナー）として、将来に夢と希望を持ってライフデザインを描けるような取組を推進します。

また、2022（令和4）年4月の成年年齢引下げに伴い、18歳を迎える新成人をはじめ、若者の成長をより一層促す取組を行います。

【主な取組】

- ・ キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした社会体験の実施
- ・ 若手アーティストの支援
- ・ 若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供

柱3 仕事・結婚・子育て等，将来に展望を持った社会人になることへの支援

近年，情報化やグローバル化等，若者を取り巻く環境は大きく変化しており，若者が明るい将来像を描きにくい状況にあります。また，ライフスタイルや人間関係の変化などにより，家庭，学校や職場に，居場所や頼れる人がなく，自分を受け入れてくれる環境を求めている若者もいます。

思春期及び青年期は，社会の一員としての自主性の基礎を形成する大切な時期であり，若者が自己肯定感を育み，将来の生き方を自ら考え，仕事・結婚・子育て等の自らの希望するライフデザインを形成するための取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進
- ・ 大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発



子育て家庭・子ども・若者の孤立防止

柱1 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実

近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期など、子育て中の親が孤立しやすい状況となっており、子育て家庭の身近な地域において子育て支援活動の展開を図ることが重要です。

このため、乳幼児期を中心とした親子が利用する居場所の充実と機能強化を図るとともに、子育て家庭の悩みや不安に早期に気づき、必要な支援につなげます。

また、住民相互で行われる子育て支援活動についても児童館等の子育て支援施設や関係団体等との協力・連携により、活性化を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域子育て支援拠点事業の推進
- ・ 課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進

柱2 学童クラブ事業や放課後まなび教室等が連動した小学生の放課後等の居場所の充実

京都市では、学童クラブ事業における昼間留守家庭児童や放課後まなび教室における利用希望児童のすべての受入れを行うなど、学び・遊びを軸とした「放課後等の居場所」を提供しています。

共働き家庭の増加により、今後も利用ニーズの増大が見込まれるため、更なる実施場所の確保等の対策を推進していきます。

また、児童館における学童クラブ事業をはじめとする各事業において、学校・施設・地域・行政が連携して運営を行うとともに、事業間の融合を深めることにより、子どもたちが共に生き合い、育ち合う、安心・安全な居場所の充実を図っていきます。



【主な取組】

- ・ 児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続
- ・ 放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進

身近な地域で求められる子育て支援機能のあり方

京都市では、子どもやその家庭を身近な地域全体で育み・支えていくため、当該地域のニーズや利用者の行動範囲などに応じて、必要となる子育て支援機能を確認してきました。

今後も身近な地域に必要な機能を確認・維持していくため、既存の施設や社会資源を最大限活用しながら、特にニーズの高い「乳幼児の子育て支援機能」や「学童クラブ機能」について、以下のとおり重点的に施策の充実を進めます。

機能	充実の方向性
乳幼児の子育て支援機能	児童館やつどいの広場などがいないため、乳幼児の子育て支援機能が身近にない地域において、つどいの広場を少なくとも年に1箇所程度新規に確保する。
学童クラブ機能	利用ニーズを見極めながら、全小学校区で学童クラブ機能の確保に努める。 機能の確保・維持に当たっては、できる限り小学校の校内で実施場所を確保するなど、利便性や移動の安全性を考慮した充実を図る。

柱3 身近な地域における若者の居場所や気軽に相談できる場所の確保

様々な不安や困難を抱える若者が社会で孤立しないよう、青少年活動センターをはじめ、児童館や地域等の各機関が様々な取組を展開しています。とりわけ、気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所を確保することが重要です。

このため、青少年活動センターをはじめとした各機関が展開している居場所づくりや相談事業の充実を図ることにより、地域の身近な場所で若者の居場所や気軽に相談できる場所がより一層確保できるよう取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
- ・ 気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える相談支援の推進



特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

柱1 ひとり親家庭の負担軽減のための支援、貧困等の課題を抱えた子ども・若者が希望を持って活躍するための支援の充実

貧困等の困難を抱える家庭に見られる、親子の関わりの不足や周囲からの孤立等の状況は、子どもに学力や自己肯定感の低下等の影響を及ぼしており、世代を越えた貧困の連鎖を断ち切るための支援策が求められています。

また、ひとり親家庭においては、経済的に厳しい状況が多いほか、経済状況に関わらず、子育てと生計の維持を保護者一人で担い、育児・家事の負担等から、子育てに課題を抱えやすい状況にあります。

こうした現状のもと、子どもや若者が自己を肯定し、夢や希望を持って健全に学び、成長し、自立していくための支援とともに、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減する切れ目のない支援を、地域、関係機関、企業等と連携した多種多様なアプローチにより、総合的・複合的に推進します。

【主な取組】

- ・ 地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
- ・ ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援
- ・ 困難を抱える家庭に係る地域、関係機関、企業等と連携した情報共有の強化ときめ細かな情報提供

柱2 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進

近年、児童虐待相談・通告件数が全国的に増加の一途をたどる中、児童虐待を要因とした幼い命が奪われる事案も発生する等、児童虐待対策に関する取組や機能強化が喫緊の課題となっています。

京都市においては、従来から、学校や関係機関との連携強化や、虐待を受けた子どもへの重点的な支援の実施等、児童虐待に対して重点的に取り組んできましたが、地域や関係機関との連携のもと、すべての子どもを守り抜くため、これまでの取組をより一層充実していきます。



【主な取組】

- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進
- ・ 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】

柱3 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備

京都市では、様々な事情により親と暮らすことができない児童を受け入れる児童養護施設等において、子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため、小規模かつ地域に根ざした、より家庭的な養育を推進してきました。

このような状況の中、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」（2017（平成29）年8月）が国において取りまとめられたことを受け、本市においては、児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組や地域で子育て家庭を支える仕組みづくり等を総合的かつ一体的に実施し、「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていきます。

【主な取組】

- ・ 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制（里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制）の構築
- ・ 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実

柱4 ひきこもり状態にある子ども・若者への支援の充実

人と人のふれあいや社会とのつながりが希薄となり、孤立した状態に置かれているひきこもりについては、長期化、高年齢化により、子ども・若者だけにとどまらない課題となっています。

京都市では、市民にとって分かりやすい支援の入口を示すとともに、自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、ユースサービス協会をはじめとする地域・民間団体との協働のもと、教育、保健、福祉、雇用などの関係部局との連携を一層強化し、多様化・複合化した課題を抱える当事者や家庭に寄り添った支援に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・ 「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援の充実
- ・ 関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大
- ・ ひきこもり支援ネットワークの強化

はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化

柱1 子どもや若者を「社会の宝」として、社会全体ではぐくむ風土の更なる醸成

京都市では、「京都市はぐくみ憲章」の理念のもと、市民や関係団体等が主体となり、子どもを地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」が醸成されてきました。

一方で、子どもや若者、その家庭が抱える課題やニーズはこれまで以上に多様化しており、それらを取り巻く社会環境においても、少子化の進行による人手不足、外国籍市民の増加や性差に関する意識の変容による多様性の尊重など、様々な変化が見られており、「はぐくみ文化」の更なる深化が求められます。

このため、各種啓発や多文化共生の取組などを通じ、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会を実現していきます。

【主な取組】

- ・ 「京都市はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・ 京都市外国籍市民総合相談窓口における、外国籍の子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適切な情報提供などの支援

柱2 市民ぐるみ、地域ぐるみで子ども・若者とその家庭を支援するネットワーク機能の更なる推進

京都市では全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層からなるネットワークを構築し、市民と行政が一体となって子ども・若者を支援してきました。

自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、保護司をはじめとする地域団体との協働はもとより、子ども・若者を支援するあらゆる関係機関・団体、学校、企業、市民、行政が手と手を取り合い、ネットワークの連携をより一層強化していくことにより、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進していきます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の機能強化（子育て支援コンシェルジュ機能の更なる活用等）
- ・ 学校運営協議会の設置拡大と取組の充実
- ・ 地域の見守り活動など、地域ぐるみによる歩行空間の安心・安全の確保



真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進

柱1 京都ならではの文化に触れ、地域行事に参加するなど、家族や子ども、地域との時間を大切にできる「ゆとりのある環境づくり」の促進

京都市では、仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動などに積極的に参加することで、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進してきました。

地域からの孤立防止にもつながる地域活動や社会貢献活動のほか、京都の強みである文化・芸術、暮らしの文化に触れることは、子ども・若者の豊かな感性や人間性を育むことも期待できるため、これらに触れ、参加する機会を積極的に創出します。



【主な取組】

- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らしの文化に触れる機会の充実
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施
- ・ 若者の地域コミュニティへの参加機会の提供

柱2 企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高めあう「働き方改革」を推進

子ども・若者の生き方の手本となるべき大人が、家庭で、地域で、職場でいきいきと楽しみながら輝くことができる社会を創ることが重要です。このため、他方で安定した生活の基盤となる経済的利益を犠牲としないように生産性の向上も併せて行いながら、「働き方改革」を推進してきました。

家庭生活や仕事を単なる手段ではなく、各人の生き方に関わることとして捉えたうえで、両者がともに豊かなものとなるよう、「職場」、「家庭」、「地域や社会」、それぞれの場において意識変革を促すことはもとより、柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備など、「働き方改革」の取組を実践していきます。

【主な取組】

- ・ 「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集及び波及・浸透
- ・ 地域・保護者と共に進める、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等の働き方改革の推進
- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情報発信の充実

1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長



妊娠・出産～乳幼児期

(1) 母子保健

妊娠・出産期は、心身の大きな変化に加え、少子化や地域のつながりの希薄化等により孤立しやすく、多くの妊産婦が不安を感じやすい時期です。

安心して妊娠・出産できるよう、区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての機能を発揮し、医療機関等の関係機関との密な連携のもと、子育て家庭を身近な地域で支える仕組みづくりを推進します。

ア 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり

地域の様々な子育て支援機関と連携しながら、区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての専門性を発揮し、母子保健事業等を通じた関わりを契機として切れ目ない支援を推進することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

また、妊娠を望む方の希望を叶えることができるよう、不妊治療費の助成や不妊相談の実施に加え、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- ・ 妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（^{こうくう}口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- ・ 不妊に係る支援の充実

イ 産後ケアと育児不安を軽減するための支援の推進

妊娠期から産後間もない時期の育児不安の軽減のため、医療機関・助産所等と連携しながら、母子保健事業を推進することで、支援を必要とする妊婦や子育て家庭を早期に発見し、児童虐待未然防止の観点で踏まえて適切な支援や母子生活支援施設、乳児院等の関係機関につなぐ体制を整備します。

また、共に子育てする身近な存在である夫（パートナー）を中心として、妊産婦を取り巻く家族が積極的に協力しながら育児に取り組めるよう、子育てに関する知識や情報の発信を行います。

【主な取組】

- ・ 産後ケアの推進（スマイルママ・ホッと事業・産婦健診ホッとサポート等）
- ・ 妊産婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に係る情報発信の充実
- ・ 妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）【再掲】
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進【再掲】

乳幼児期～学童期

（2）乳幼児期の子育て支援

乳幼児期は、生涯にわたる健やかな成長の基盤となる時期であるとともに、子育て家庭の悩みや不安が大きくなる時期であり、区役所・支所子どもはぐくみ室や地域の子育て支援施設が有する相談機能を強化することが必要です。

子どもはぐくみ室による専門性の高い支援を通して子どもの健やかな発育・発達を促進するとともに、乳幼児期の親子が利用する居場所の充実と機能強化を図るため、行政、子育て支援施設や関係機関等との更なる連携により、ネットワークを形成することで、乳幼児期の子育て家庭を支援できる体制を構築します。

ア 乳幼児の健やかな発育・発達のための支援の推進

多職種の視点をいかした乳幼児健康診査の充実や、発育・発達や養育等に課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化、乳幼児が転居する際に支援が途切れないよう情報連携の仕組みを構築することで、多職種・関係機関と連携しながら、乳幼児の健やかな発育・発達のための支援を推進します。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】
- ・ 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施
- ・ 乳幼児健康診査の充実（疾病スクリーニング等の精度管理を含む。）
- ・ 新生児聴覚検査費用の助成
- ・ 心理発達に課題を抱える子どもへの支援の充実
- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進【再掲】
- ・ 乳幼児の健康情報の利活用に向けた取組の推進
- ・ 京都版ブックスタート事業の実施



イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり

自宅以外でも安心して過ごせ、ほかの親子や地域住民と交流できる場を提供するため、身近な地域の子育て支援施設が核となり、関係機関と連携し、既存の社会資源も最大限にいかしながら、支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域子育て支援拠点事業の推進
- ・ 地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等）
- ・ 身近な地域の子育て支援施設の連携強化（地域子育て支援ステーション事業）
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の推進
- ・ 子育てサロンや子育てサークル等の活動支援

ウ 子どもの病気や事故に対応できる体制の充実

子育て家庭が、事故予防対策や、医療機関への受診の要否の判断等の病気への対応を、自ら行うことができるよう、知識や技術の普及啓発を推進するとともに、子どもがいつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、引き続き、小児科救急医療体制の確保を図ります。

【主な取組】

- ・ 子どもの事故や病気に関する知識や技術の普及啓発
- ・ 休日・夜間（深夜帯含む。）・平日準夜帯の医療体制確保
- ・ 子育て支援施設における事故予防の推進



(3) 幼児教育・保育

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちに質の高い教育・保育が提供されることが極めて重要です。

こうしたことに鑑み、京都ならではの質の高い教育・保育を引き続き子どもたちに提供できるよう、また、働き方やライフスタイルの変化による多様なニーズに合った幼児教育・保育施設が利用できるよう、引き続き、質と量の両面から充実を図っていきます。

ア 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上

民間保育園や認定こども園をはじめ、既存施設活用を中心とした児童受入枠の拡大、幼稚園における放課後等預かり保育の一層の拡大及び保育の担い手確保等による保育提供体制の確保、並びに市独自負担による保育士の手厚い配置や処遇改善、キャリアアップ研修、私立幼稚園への助成、私立幼稚園における担い手確保の支援、認可外保育施設への指導・監督の強化等による幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

また、利用者支援の観点から、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施による保護者の経済的負担の軽減や、区役所・支所子どもはぐくみ室の子育て支援コンシェルジュによる丁寧な情報提供や相談に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 保育所等待機児童ゼロの継続
- ・ 既存施設の活用等による保育園、認定こども園の定員（受入児童数）の拡大
- ・ 幼稚園における預かり保育の推進
- ・ 私立幼稚園における2歳児接続保育の推進
- ・ 保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の3つの観点からの保育の担い手確保の総合的な取組の推進
- ・ 幼児教育の質を支えるための私立幼稚園における担い手確保の支援
- ・ キャリアアップ研修をはじめとした保育士等への研修の実施
- ・ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上
- ・ 認可外保育施設の質の向上
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室を中心とした利用調整及び利用者支援の実施
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ・ 公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管
- ・ 小学校就学前施設と小学校の連携・接続による子どもの学びと育ちの共有
- ・ 小学校就学前施設と小学校の子どもの交流
- ・ 小学校就学前施設と小学校の、教職員、保育士の交流及び研修の充実

イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上

利用者の多様な働き方，ライフスタイルの変化による教育・保育ニーズに応えるため，保育園，認定こども園における一時預かり事業，病児・病後児保育等の多様な幼児教育・保育を提供するとともに，障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの受入促進に向けた取組を進めていきます。

また，人間性の形成や心身の健全育成を図るため，乳幼児期における発育・発達過程に応じた食育の推進とともに，安心・安全を確保するため，引き続き，アレルギー対応等についても取組を進めます。

【主な取組】

- ・ 保育園，認定こども園における一時預かり事業（一般型）及び幼稚園における預かり保育等の実施
- ・ 病児・病後児保育の実施
- ・ 医療的ケア児保育支援事業の実施
- ・ 保育園，認定こども園における多様な保育サービス（休日保育，夜間保育）の提供
- ・ 幼稚園，保育園，認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進
- ・ 外国にルーツをもつ子ども，保護者等へのコミュニケーション確保をはじめとした支援
- ・ 障害のある子どもの保育に関する職員研修の充実
- ・ 食事の提供や食育の取組に関する研修，巡回等による相談業務の充実
- ・ 関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対する支援の強化
- ・ 保育園，認定こども園における食物アレルギー児の受入れの促進及び安全対応の徹底



(4) 子どもの教育環境

今日、急速なグローバル化や人工知能（AI）の進化など、社会の加速度的な変化や技術革新により、将来の予測が困難な時代を迎えています。また、子育ての孤立化、家庭の経済状況から生じる困り、子どもの安全確保、教員の多忙化など、教育環境に関わる課題が多様化・複雑化しています。

一方で、誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの基礎は教育であるとも言われるように、教育の役割への期待が高まっています。

こうした現状と未来社会を見据え、京都市では、京都に息づく、子どもを地域や社会の宝として大切に育む「はぐくみ文化」のもと、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」京都市教育の実践を一層推進し、よりよい教育を通じて、伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子どもの育成を目指します。

ア 学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を育む教育の推進

開かれた学校づくりのもと、子どもたちに生まれ育った環境に左右されることなく、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を基盤として、多様な他者と協働しながら、自ら問いを立て、主体的に課題を発見・解決できる持続可能な社会の担い手として必要となる資質や能力を育みます。あわせて、地域や文化への誇りを培い、多様な文化や価値観を認め、互いに尊重し合い、共に助け合う態度を育成します。

【主な取組】

- ・ 質の高い幼児教育と、保幼小の連携・接続の推進
- ・ 保護者、地域と進める小中一貫教育の充実・推進
- ・ 学力向上に向けた取組の推進（小中一貫学習支援プログラム・少人数教育・英語教育・プログラミング教育・未来型教育モデルの推進等）
- ・ インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニーズに応じた教育の推進
- ・ 市立高校の更なる改革と特色ある教育活動の推進
- ・ 京都ならではの伝統文化教育や環境教育、読書活動の推進
- ・ 子どもの規範意識を育む取組の推進（道徳教育・自然体験活動等）
- ・ いじめ・不登校の未然防止と早期発見・解決に向けた取組の推進
- ・ 食育・健康教育、体力向上の取組の推進
- ・ 社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進
- ・ 多文化共生に向けた取組の推進（学校における日本語指導等）

イ 新しい教育ニーズに応える持続可能で安全・安心な教育環境の整備

持続可能で質の高い教育環境と学校指導体制の充実に向け、学校施設については、多様化する教育活動に柔軟に対応するための教室の再整備やICT環境の整備はもとより、環境や防災にも配慮のうえ、誰もが安全・安心に活用できる施設環境の整備を図ります。

また、子どもたちにとって最大の教育環境である、高い志と意欲，確かな指導力を持った「教員」を確保し，資質向上を図ることが必要です。そのため，保護者・地域の理解のもと「学校・園の働き方改革」を推進し，教員自身が健康で心豊かな生活を送りながら生涯にわたって能力や経験を高めることができる，そして有能な方々が教員を志す環境を実現します。

【主な取組】

- ・ 京都市学校施設マネジメント計画に基づいた学校施設の安全確保，長寿命化改修や防災機能強化
- ・ 新しい教育内容に即した施設・設備充実等の推進
- ・ 地域との共汗で取り組む新しい学校づくり（学校統合等）
- ・ 大学等との協働による，教員養成から採用，研修までの資質向上のための一体的な取組の推進
- ・ 教員が子どもと向き合うことができる環境づくりの推進（事務補助や多様な専門職等との協働による「チーム学校」としての取組，ICT活用等による効率的な研修推進等）



（5）放課後の子どもたちの居場所づくり

京都市においては，学童クラブ事業と放課後まなび教室共に希望するすべての児童を受け入れていますが，共働き家庭の増加に伴い，利用ニーズはますます高まっているため，引き続き，実施場所や支援者の確保に努め，利用ニーズに対応する提供量を担保する必要があります。

あわせて，異年齢児童や地域の方々との交流による社会性の育成や，発達段階に応じた遊びを体験し，学ぶことができる「共育」を提供する質の高い居場所づくりについても，両事業の連携等により実現していきます。

ア 学童クラブ事業や放課後まなび教室の充実と連動

学童クラブ事業では、待機児童ゼロを継続するとともに、利用ニーズを見極めながら、可能な限りすべての小学校区で学童クラブ機能を確保していきます。

また、利用の実態やニーズを踏まえ、小学校内での実施場所の確保や費用負担のあり方についての検討を進めていきます。

さらには、各学童クラブと放課後まなび教室が実施してきた先進的な事例を参考に、両事業がこれからも連携しながら取組を充実していくことにより、これまで以上に質の高い居場所づくりを行っていきます。

【主な取組】

- ・ 児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続
- ・ 学童クラブ事業における実施場所確保
- ・ 学童クラブ事業未設置学区における機能確保
- ・ 児童館等の職員の確保及び資質の向上
- ・ 大学との連携による児童館における学生ボランティアの確保及び広報の充実による学童クラブ事業における介助者の確保
- ・ 放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進
- ・ 学童クラブ事業及び放課後まなび教室における障害のある子どもの利用推進

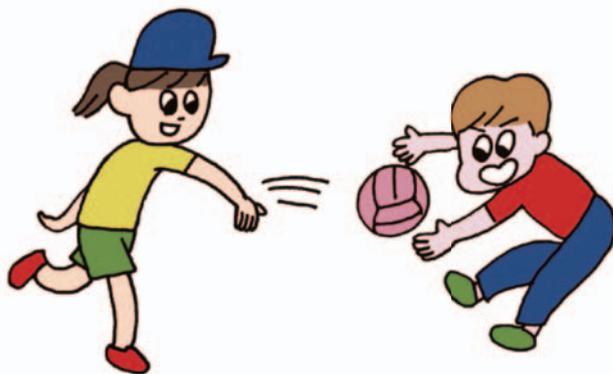
イ 児童の健やかな成長と安心・安全な居場所づくり

児童の健やかな成長を支え、豊かな感性を育むことができる居場所を提供していくため、児童館において、これまでのクラブ活動や学習支援事業に加え、様々な社会体験や生活体験、自然体験を提供していきます。

また、安心・安全な居場所づくりを、家庭・地域・学校・関係団体・行政がしっかりと連携しながら取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・ 乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進
- ・ 中高生世代の居場所づくりと活動の支援
- ・ 身近な地域の子育て支援施設の連携強化（地域子育て支援ステーション事業）【再掲】
- ・ 地域住民との交流の推進
- ・ 京都やんちゃフェスタの実施
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施



(6) 思春期保健

思春期は、心身の健康の基礎や自主性を形成し、将来への展望を抱き始める大切な時期です。

この時期を迎える若者に対し、将来を見据えたところとからだの健康づくりに関する知識の習得や体験等の機会を提供することにより、子育てをはじめとした将来のライフデザインをより確かなものにするとともに、次世代を担う意識の醸成を図ります。

ところとからだの健康づくりと次世代をはぐくむ意識づくりの促進

思春期の若者が自身のところとからだに向き合えるよう、関係機関と連携し、健康教育や普及啓発に取り組みます。

また、豊かな父性・母性を育むことができるよう、妊娠・出産等に関する体験等の機会を提供します。

【主な取組】

- ・ 中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進
- ・ 大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進【再掲】

(7) 若者の自己成長と社会参加

現代は、情報化やグローバル化など、若者を取り巻く環境の変化が激しい時代であり、そうした時代において、若者が活躍するためには、「ユースサービス（青少年の自己成長の支援）」の理念のもと、若者が社会を形成する主体（パートナー）として、将来に夢と希望を持ちながらライフデザインを描けるような「若者が生きやすいまち」であることが必要です。

若者の力は、社会に変化を生み出し、様々な課題の解決や新たな価値の創出に寄与することから、若者が希望あふれる社会の担い手として成長できるような支援を行うとともに、活躍できる環境づくりの取組を推進します。

ア 多様なライフデザイン形成への支援

若者の社会的自立に向けて、多面的なキャリア教育を推進するとともに、自らの生き方を考え、選択する力を身につけるための支援を行います。また、様々な悩みを抱える若者が安心して相談できる居場所づくりを行うなど、個々の状況に応じた支援を行います。

【主な取組】

- ・ キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした社会体験の実施
- ・ 若手アーティストの支援
- ・ 「20歳」を社会全体で祝う取組の拡充や「18歳」に成人の自覚を促す取組の実施
- ・ 若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供
- ・ 若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進
- ・ 気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える相談支援の推進
- ・ 青少年活動センターによるアウトリーチ手法を活用した事業の推進

イ 若者が持つ多様な力をいかした社会づくり

若者が地域活動や市政に積極的に参加することは、社会貢献だけでなく、若者自身を成長させ、地域への愛着を育むことにつながることから、若者が地域活動等を行うためのきっかけづくりや、若者文化を発信する機会の創出等の支援を行います。

【主な取組】

- ・ 若者の地域交流事業の推進
- ・ 若者のボランティア活動・地域活動の促進
- ・ 地域における福祉教育・ボランティア学習推進事業の実施
- ・ 福祉ボランティアセンターによるボランティア活動の総合的な支援
- ・ 若者の意見を市政に反映する機会の提供
- ・ 審議会等への青少年の更なる参加促進
- ・ 若者文化の発信

ライフステージ全般

(8) 子育て家庭の生活の安定や子ども・若者の健やかな成長に資する継続的な取組

「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を推進するためには、ライフステージを通じて、子育て家庭の生活の安定や、子ども・若者の健やかな成長に資する継続的な取組が必要です。

社会全体で子育てを支え合う観点から、引き続き、子育て家庭への寄り添い支援や、経済的な負担を軽減する取組を推進していきます。

また、安心・安全に過ごせる遊び場は、子どもの心身の成長に重要な役割を果たすため、引き続き、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを推進していきます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室による地域と連携した切れ目のない寄り添い支援
- ・ 子ども医療費支給制度の推進・拡充
- ・ 公園の整備及び維持管理の充実



2

特に支援を要する 子ども・若者やその家庭への支援

(1) 貧困家庭の子ども・若者への支援

貧困等の困難を抱える子ども・若者やその家庭は、経済的支援だけではなく、生活習慣や学習、地域や社会とのつながり、安心して過ごせる居場所の確保など、様々な角度からの支援が必要です。

こうした家庭においては、子どもが、生活習慣の乱れや社会体験の少なさ、自己肯定感の低下、他者との関係の希薄化等の課題を抱えている傾向があるほか、保護者が多忙な生活の中で孤立の状況に置かれている傾向が見られ、若者においても、自己肯定感が低く、結婚・出産に希望が持てていない状況にあることが伺えます。

子どもやその家庭の状況・ライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、子ども・若者が困難な状況にあっても未来に希望が持てるよう、社会的に自立できるための支援を、地域、関係機関とも相互に連携を深めながら、総合的・継続的に推進します。

ア 子どもや若者への生活・学習・社会体験の推進

京都市では保育、教育の提供をはじめ、学童クラブや放課後まなび教室、青少年活動センターなど、様々なライフステージにおいて、子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや確かな学力向上に向けた取組等の施策を推進するとともに、地域団体等の自主的な支援活動とも連携を図ってきました。

すべての子ども・若者が、健やかな生活を確保し、他者と関係を築く中で自己肯定感を高めるとともに、夢や希望を持って自己を実現し、社会的に自立していけるよう、支援を行います。

【主な取組】

- ・ 地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施
- ・ 学力向上に向けた取組の推進（小中一貫学習支援プログラム・少人数教育・英語教育・プログラミング教育・未来型教育モデルの推進等）【再掲】
- ・ 社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進【再掲】
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援
- ・ 文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施【再掲】
- ・ 若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進【再掲】
- ・ 若者サポートステーションでの取組の推進【再掲】

イ 家庭への子育て・経済・就労支援の推進

妊娠・出産期における心身のケアや訪問支援をはじめ、ひとり親家庭に対する生活・就労支援など、子育て家庭に対するきめ細かな支援に取り組んできました。

貧困等の困難を抱える家庭の子育ての不安や負担を軽減し、孤立を防ぐため、妊娠・出産・育児等の場面に応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立し、生活基盤を支えるための経済・就労支援等を、各家庭の実態に応じた的確に提供します。

【主な取組】

- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進【再掲】
- ・ ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援【再掲】
- ・ 子育て家庭が気軽に相談できる環境づくりの推進
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施【再掲】
- ・ 就学援助費の支給
- ・ 生活困窮者に対する自立相談支援
- ・ 市営住宅における妊娠期や子育て期の世帯への優先入居の実施

ウ 地域、関係機関、企業等との連携による貧困家庭等を支える環境づくりの推進

これまでから、子育て支援施策を推進する中で、家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、地域をはじめ、保健福祉センターや保育園、認定こども園、学校、児童館等、子どもと触れ合う中で様々な情報がキャッチできる「気づき」の窓口において、課題を抱える家庭を把握し、様々な支援につなげています。

これらに加え、行政機関や地域、関係機関、企業等が、貧困等から生じる諸課題への対応に向けた連携を更に深め、社会全体で子ども・若者とその家庭を支援し、ともに支え合う風土をつくるよう、関係の強化と環境づくりをより一層推進します。

【主な取組】

- ・ 食料品等を届けることを通じ必要な支援につなげる取組の検討
- ・ 困難を抱える家庭に係る地域、関係機関、企業等と連携した情報共有の強化ときめ細かな情報提供
- ・ 寄付などを通じた民間活力による子ども・若者の未来への支援【再掲】



(2) 児童虐待対策，少年非行対策，社会的養育の推進

京都市においては、児童虐待及び少年非行対策に向けた取組を行ってまいりましたが、児童虐待相談・通告件数の全国的な増加や、重症事例の発生等、更なる取組の強化が必要となっています。

また、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や里親委託の推進等により、社会的養育の推進に向けた取組を行ってまいりましたが、国において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託の一層の推進、施設の機能転換が求められる等、大きな転機を迎えています。

こうした状況を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点に位置づける区役所・支所子どもはぐくみ室の機能の充実、児童相談所の機能及び体制の強化、学校や地域の関係機関等との連携強化、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組や地域で子育て家庭を支える仕組みづくりの推進により、切れ目のない支援を行うことで、「子どもの最善の利益」を実現していきます。

ア 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進

地域や関係機関との連携のもと、すべての子どもの命を守り抜き、健やかに育む社会を実現するため、学校や地域の関係機関と連携した「課題や困りごとを抱えた家庭への寄り添い支援」と、「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図ります。

そのため、子育て家庭の最も身近な支援機関である区役所・支所子どもはぐくみ室と、児童相談所、保育園、認定こども園・学校等や地域の関係機関との更なる連携強化を図り、身近な地域で見守り支えていく取組を推進します。

また、児童相談所の更なる機能及び体制の強化を図るとともに、児童福祉司の質の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】
- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進
- ・ 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
- ・ 保護者支援，家族再統合の取組の充実
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所，警察，学校や地域の関係機関等との連携強化
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
- ・ 児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と協働した街頭啓発等の実施
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ，トワイライトステイ）の充実【再掲】
- ・ 母子生活支援施設を活用した支援【再掲】

イ 少年の非行防止と立ち直りを支援するための取組の推進

少年非行については、児童相談所、区役所・支所子どもはぐくみ室、学校等所属機関、警察、青少年活動センター等の連携のもと、早期段階での把握、対応を行うことで、犯罪防止、重症化及び再犯の防止を図ります。

【主な取組】

- ・ 若者を非行から守る活動や社会を明るくする運動などの地域の団体の取組の支援
- ・ 非行少年立ち直り支援プログラムの推進
- ・ 京都府警察（少年サポートセンター）が行う相談事業との連携
- ・ 全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施

ウ 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備

児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障（特別養子縁組等による永続的な家庭環境の保障）の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親・地域での支援それぞれの体制の強化を行います。

また、包括的な里親支援体制を構築し、特に養育里親への委託の推進を図ります。

児童養護施設等の施設については、国の補助制度等を活用しながら、里親委託の推進状況を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進や、本体施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るための取組を推進します。

一時保護については、国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえて、引き続き、適切に行っていきます。

【主な取組】

- ・ 子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施（「子どもの権利ノート」の活用等）
- ・ すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置
- ・ 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入れ等）
- ・ 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制（里親のリクルートから委託後の支援までの包括的な支援体制）の構築
- ・ 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進
- ・ 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談、交流事業の実施等）
- ・ 研修等による施設職員の質の向上及び施設職員の処遇改善
- ・ 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）
- ・ 一時保護所の環境改善のための取組の推進
- ・ 国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の実施
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実

(3) 困難を有する若者への支援

ニート・ひきこもり、不登校等の社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者に対しては、社会的自立に向け総合的な支援を行う必要があります。

教育、保健、福祉、雇用等をつなぐ子ども・若者支援地域協議会などによる総合的、継続的な連携をもとに、地域、関係機関が一体となり、あらゆる分野の支援策を融合し、当事者やその家庭へ寄り添った幅広い支援に取り組みます。

ア 早期発見と横断的な支援の推進

支援ニーズのある若者やその家庭が、早期に適切な支援機関につながるよう、学校や地域と連携した広報啓発活動を行い、支援ニーズの掘り起こしを行います。また、区役所・支所保健福祉センターによる分野を超えた総合的な支援と寄り添い型・見守り型の支援が一体となった支援の促進など関係部署間の更なる連携強化に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援の充実
- ・ ひきこもり支援ネットワークの再構築
- ・ 子ども・若者支援育成強調月間における集中的な広報の推進
- ・ 子ども・若者相談のしおり（中学生のあなたへ、高校生のあなたへ）の配布
- ・ 若者サポートステーションでの取組の推進

イ 地域・民間団体との連携による支援の強化

NPOやボランティア団体等民間団体の活動は、創造的かつ柔軟で個性的なものであり、子ども・若者支援の地域の社会資源として重要です。

民間団体による支援事業の助成などにより、京都市地域全体の支援環境の充実、底上げを図るとともに、民間団体との連携を強化することで、行政による支援と地域ネットワークによる支援が有機的に融合した支援体制を構築していきます。

【主な取組】

- ・ 子ども・若者総合相談窓口での相談活動の充実と推進
- ・ NPO等民間団体を実施する社会参加支援事業に対する助成
- ・ 関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大
- ・ 子ども・若者総合支援事業研修の実施
- ・ 関係機関のネットワークの再構築

(4) 障害のある子どもへの支援

発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携を行うとともに、重症心身障害児や医療的ケア児が安心して適切なサービスが受けられるよう、必要なサービスの設置促進はもとより、福祉、保健、医療、教育等の関係者が連携し、必要なサービス利用につなげていく支援の仕組みづくりが必要です。

また、障害のある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりが必要です。

障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。

ア 早期発見・早期支援

子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、適切な支援につないでいけるよう、区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。

特性や状況に応じた支援を早期に受けられることができるよう、児童発達支援事業所の設置や区役所・支所単位での総量規制の導入による放課後等デイサービスの地域偏在解消、保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

- ・ 関係機関との連携による早期発見・早期支援
- ・ 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

イ 特性や状況に応じた支援の提供

医療的ケア児が必要とする支援の提供につながる仕組みづくりについて、福祉、保健、医療、教育等の関係者による協議の場を設置し、検討します。

重症心身障害児等が安心して通所できる事業所の設置促進をはじめ、技術習得に係る職員研修の受講促進に努めます。

発達障害、行動の障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
- ・ 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

ウ 相談・支援・連携体制の強化

区役所・支所の子どもはぐくみ室や障害保健福祉課，児童福祉センター，教育相談総合センター（こども相談センターパトナ），総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」など相談体制の充実を図ります。

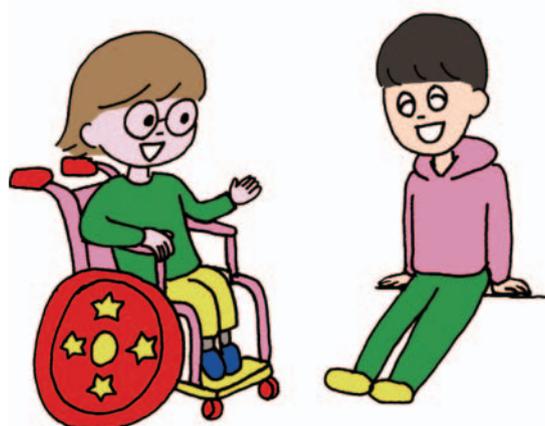
また，サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ，専門的見地による障害児相談支援の拡充を進め，子どもにとって適切なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。

幼稚園，保育園，認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や，放課後等デイサービスと児童館，学校との連携等，就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう，仕組みづくりを行います。

障害のある子どもが，集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう，引き続き幼稚園，保育園，認定こども園等において受入れを推進するとともに，放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう，児童館，学童保育所，放課後まなび教室等における支援の充実を図り，地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。

【主な取組】

- ・ 障害児相談支援の充実
- ・ 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進



エ 一人一人のニーズに応じた教育の推進

インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。また、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとって分かりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実を図ります。また、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支え合えるような交流及び共同学習を更に推進します。

自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー等の専門家及びICT技術の活用も含めた支援体制の充実を図るとともに、就学前施設からの「就学支援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、幼稚園、保育園、認定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福祉、医療、保健等の関係機関とも連携して推進します。

【主な取組】

- ・ インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニーズに応じた教育の推進【再掲】



(5) ひとり親家庭支援

母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭においては、経済的に厳しい家庭が多いほか、経済状況に関わらず、子育てと生計の維持を保護者一人で担い、育児・家事の負担等から、子育てに課題を抱えやすい状況にあります。

ひとり親家庭は、可処分所得が低い、多忙な生活の中で子どもとの関わりが少ない等の傾向があり、不安や負担感を抱えやすい状況となっていることや、仕事と家庭の両立の難しさに悩みを抱えていることが伺えます。また、子どもに関する悩みとして学習の遅れが高い割合を占めるなど、子どもへの教育支援も求められています。

こうした状況を踏まえ、就業や生活の安定を図るための支援をはじめ、不安や孤立を防止するための相談・居場所づくり支援、子どもに対する学習支援など、ひとり親家庭の実態に即したきめ細かな支援を行うとともに、ひとり親家庭のニーズに沿った施策の充実を図っていきます。

ア 子育てを支える生活支援・相談・居場所づくり、学習支援の推進

京都市におけるひとり親施策推進の拠点「京都市ひとり親家庭支援センター」（愛称：ゆめあす）を中心とした相談、居場所づくりに関する支援、支援施策の情報提供をはじめ、母子生活支援施設等の既存施設の活用も検討しながら、ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

また、中学生等を対象とした学習支援事業等の子どもに対する学習支援など、子どもの学習習慣の確立や居場所づくりの充実を図っていきます。

【主な取組】

（生活支援・相談・居場所づくり）

- ・ ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援
- ・ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実【再掲】
- ・ 母子生活支援施設を活用した支援
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- ・ ひとり親世帯を対象とした市営住宅優先入居
- ・ ひとり親家庭支援に関する情報発信・広報の実施

（学習支援）

- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
- ・ 生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施【再掲】

イ 生活の基盤を支える就労支援，経済的支援の推進

ひとり親家庭の生活の基盤を支えるための経済的支援とともに，子育てと仕事の両立を図る支援施策を進めます。

また，収入増など生活の安定やステップアップにつながる資格取得，能力開発に資する取組を中心とした就労支援を，関係機関と連携しながら推進します。

【主な取組】

（就労支援）

- ・ 保育所待機児童ゼロの継続【再掲】
- ・ 児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続【再掲】
- ・ 高等職業訓練促進給付金等事業の実施
- ・ 自立支援教育訓練給付金の支給

（経済的支援）

- ・ 幼稚園，保育園，認定こども園等における多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減
- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付の実施
- ・ ひとり親家庭等医療費の支給



3

子ども・若者とその家庭を みんなで支え・はぐくむ社会



(1) 次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進

京都市では、本市ならではの市民力、地域力、文化力を礎として、市民が主体となり、子どもたちを取り巻く今日的課題の共有や、各団体との連携を通じ、「京都市はぐくみ憲章」の理念を地域に浸透させる取組を実践するなど、子どもを地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」を発展させる取組を進めてきました。

自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員、保護司をはじめとする地域団体との協働はもとより、子ども・若者を支援する関係機関・団体、学校、企業、市民、行政によるネットワークをより一層緊密なものとし、子ども・若者とその家庭を支援する取組を社会全体で引き続き推進していきます。

子ども・若者を支える支援ネットワークの充実

地域・家庭・職場において支え合いの基盤が弱まっている中で、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、今後、増加が予想される外国籍市民も含め、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会を実現していきます。

【主な取組】

- ・ 「京都市はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・ 京都市はぐくみネットワークによる地域に根差した活動の一層の推進
- ・ 児童福祉センターやこどもみらい館等の中核施設の連携強化及び機能強化
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の機能強化（子育て支援コンシェルジュ機能の更なる活用等）
- ・ ～地域で支える～すくすく子育て応援事業の充実
- ・ ジュニア消防団の取組など、地域における子どもの活動機会の提供
- ・ 若者の地域交流事業の推進【再掲】
- ・ 地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園，保育園，認定こども園，児童館等）【再掲】
- ・ 身近な地域の子育て支援施設の連携強化（地域子育て支援ステーション事業）【再掲】
- ・ 学校運営協議会の設置拡大と取組の充実
- ・ PTA，おやじの会による子どもの健全育成のためのイベントや研修会の実施
- ・ スポーツ少年団，ボーイスカウト・ガールスカウト等の育成団体との連携
- ・ 地域の見守り活動など，地域ぐるみによる歩行空間の安心・安全の確保

- ・ 文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業【再掲】
- ・ 京都市外国籍市民総合相談窓口における，外国籍の子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適切な情報提供などの支援
- ・ 多文化共生に向けた取組の推進（学校における日本語指導等）【再掲】
- ・ 寄付などを通じた民間活力による子ども・若者の未来への支援



(2) 親育ち促進

多くの子育て家庭が子育てに不安や悩みを抱える中で、地域のつながりの希薄化などにより人間関係が弱まり、子育て中の親が孤立しやすい状況になっていることから、子育て家庭が交流し、共に学び合い、相談し合う機会を提供し、親が成長し合える環境づくりを推進します。

また、子育て家庭が交流できる場の提供や多様なメディアを活用した子育て情報の発信などにより、子育ての不安や負担感を軽減するとともに、子育ての楽しさや素晴らしさ、子育てを通じた人と人とのつながりの大切さなどについて発信します。

ア 親として学び、育ち合う取組の推進

これから親となる世代が、親としての心構えや必要な知識等を、子どもの発育・発達段階に応じて学べる機会を提供するとともに、子育て家庭が気軽に集まり、自らの子育てについてお互いに語り、聞き合う中で、不安や悩みを解消できる場を身近な地域において提供します。

【主な取組】

- ・ 乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進【再掲】
- ・ 「子どもを共に育む「親支援」プログラム」の実践・推進

イ 子育ての楽しさ、素晴らしさを感じることができる環境づくり

家庭訪問等において助言や情報提供を行うとともに、子育て支援施設等の関係機関との連携を強化し、スマートフォンアプリなどの多様なメディアも活用しながら、子育て家庭に必要な情報を届け、子育ての楽しさ、素晴らしさについて発信します。

【主な取組】

- ・ 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施【再掲】
- ・ 家庭訪問による継続的個別支援の充実
- ・ 子育て支援機関による子育て相談事業の推進
- ・ 地域や関係機関との協働による「子育て応援」に資する情報発信
- ・ 京都市はぐくみアプリ等の子育て支援情報発信事業の充実



(3) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進

京都市では、仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動などに積極的に参加することで、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進してきました。

地域からの孤立防止にもつなげる地域活動や社会貢献活動のほか、子ども・若者の豊かな感性や人間性を育むことも期待できるため、京都の強みである文化・芸術に触れ、参加する機会を積極的に創出します。

また、子ども・若者の生き方の手本となるべき大人が、家庭で、地域で、職場でいきいきと輝くことができる社会を創るとともに、他方で安定した生活の基盤となる経済的利益を犠牲としないように生産性の向上も併せて行いながら、「働き方改革」の取組を「自分ごと」「みんなごと」として実践していきます。

ア 京都ならではの市民力、地域力、文化力をいかした地域活動や文化・芸術振興の推進

仕事と家庭生活の調和に加え、地域活動等に参加し、また、文化・芸術に触れることなどにより、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができるよう、各ライフステージに応じてこれらの機会の創出・提供や啓発を行います。

【主な取組】

- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らしの文化に触れる機会の充実
- ・ 児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施【再掲】
- ・ 若者の地域交流事業の推進【再掲】
- ・ 若者のボランティア活動・地域活動の促進【再掲】

イ 柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組支援

「職場」、「家庭」、「地域や社会」、それぞれの場において、「働き方改革」を「自分ごと」「みんなごと」として実践するため、先進事例の収集などによる情報発信の充実に取り組むとともに、教育・保育現場においても率先した取組を進めます。

【主な取組】

- ・ 「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集及び波及・浸透
- ・ 地域・保護者と共に進める、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等の働き方改革の推進
- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情報発信の充実

1 子ども・子育て支援事業計画

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めることとされており、「京都市はぐくみプラン」と一体的に策定します。

第1期京都市子ども・子育て支援事業計画に引き続き、ニーズ調査の結果等を踏まえ、今後5年間（2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の「量の見込み」及び「提供体制の確保の方策とその実施時期」を次のとおり設定します。

なお、別冊で詳細を掲載しています。



(1) 教育・保育提供区域の設定

	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 妊婦に対する健康診査
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者支援事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 子育て援助活動支援事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園，保育園，認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設型給付 (幼稚園，保育園，認定こども園) ・ 地域型保育給付 (小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業) ・ 延長保育事業 ・ 一時預かり事業（一般型，幼稚園型）
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業

(2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア 小学校就学前児童数及び保育の量の推計

次の考え方により、2024（令和6）年度末までの5年間について推計

$$\text{就学前児童数(推計)} \times \text{要保育率(推計)} = \text{量の見込み(年度末要保育児童数)}$$

- ・ 就学前児童数… 統計的手法により推計
- ・ 要保育率… 提供区域別に過去4年間の推移をもとに推計

(単位:人)

年度	確保実績	量の見込み				
	平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
小学校就学前児童数	63,762	60,898	59,528	57,910	56,550	55,389
保育の量	36,167	36,378	36,356	36,086	36,131	36,221
要保育率	56.7%	59.7%	61.1%	62.3%	63.9%	65.4%

※各年度とも年度末の数値

なお、上記の推計した保育の量の見込みは、市民ニーズ調査の結果に照らすと、国が目標として示す、2022（令和4）年度末時点での女性就業率80%に相当するものです。

イ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業（2号、3号）の量の見込み

- ・ 全市的に見れば要保育児童数は54人と微増しますが、地域別には大きな増減のバラツキが出ます。
- ・ 年度末の0歳児需要は年度当初の1歳児需要につながるため、0～2歳児の整備は一体的に管理します。
- ・ 0～2歳児の確保必要量について、隣接提供区域間で調整します。

(単位:人)

年度			確保実績A	量の見込みB	B-A
			平成30	令和6	差
保育	0歳児	小学校就学前児童数	10,321	9,099	△ 1,222
		保育の量(3号)	3,536	4,857	1,321
		保育利用率	34.3%	53.4%	19.1%
	1・2歳児	小学校就学前児童数	21,463	18,384	△ 3,079
		保育の量(3号)	11,977	12,161	184
		保育利用率	55.8%	66.1%	10.3%
	3～5歳児	小学校就学前児童数	31,978	27,906	△ 4,072
		保育の量(2号)	20,654	19,203	△ 1,451
		保育利用率	64.6%	68.8%	4.2%
3～5歳児	教育の量(1号)	11,324	8,703	△ 2,621	
保育計	小学校就学前児童数	63,762	55,389	△ 8,373	
	保育の量	36,167	36,221	54	
	保育利用率	56.7%	65.4%	8.7%	

※各年度とも年度末の数値

ウ 2024（令和6）年度末 提供区域別確保必要量

提供区域	小学校区	確保必要量(提供区域間調整後)		
		～2歳	3歳～	計
北1	柊野, 大宮, 紫明, 元町, 上賀茂, 紫竹	0	0	0
北2	待鳳, 鳳徳, 鷹峯, 紫野, 柏野, 金閣, 衣笠, 大將軍	0	0	0
上京1	京極, 新町, 室町, 西陣中央, 御所東	0	0	0
上京2	乾隆, 翔鸞, 正親, 二条城北, 仁和	0	0	0
左京1	花脊	0	0	0
左京2	大原, 八瀬	0	0	0
左京3	鞍馬, 静原, 市原野, 岩倉北, 岩倉南, 明德	38	38	76
左京4	上高野, 修学院, 修学院第二, 松ヶ崎, 葵, 下鴨, 養正, 養徳	5	0	5
左京5	北白川, 錦林, 第三錦林, 第四錦林	0	0	0
中京1	御所南, 御所東, 高倉	49	49	98
中京2	洛中, 朱雀第一～第四, 第六～第八	0	0	0
東山	開晴, 東山泉	0	0	0
山科1	音羽, 音羽川, 大塚, 大宅	0	0	0
山科2	安朱, 山階, 西野, 鏡山, 陵ヶ岡	20	6	26
山科3	山階南, 百々, 勧修, 小野	0	0	0
下京1	洛央, 下京雅, 下京涉成, 梅小路, 光徳	31	0	31
下京2	七条, 西大路, 七条第三	65	65	130
南1	南大内, 唐橋, 九条弘道, 九条塔南, 凌風	0	0	0
南2	吉祥院, 祥栄, 祥豊, 上鳥羽	18	18	36
南3	大藪, 久世西	94	67	161
右京1	高雄, 御室, 宇多野, 花園	6	0	6
右京2	嵯峨, 広沢, 嵐山	60	44	104
右京3	安井, 山ノ内, 太秦, 南太秦, 常磐野, 嵯峨野, 梅津, 梅津北	185	33	218
右京4	西院, 西京極, 西京極西, 葛野	184	97	281
右京5	宕陰	0	0	0
右京6	京北第一～第三	0	0	0
西京1	松尾, 嵐山東, 松陽, 桂川	56	0	56
西京2	桂, 桂徳, 川岡, 川岡東, 桂東, 榎原	36	0	36
洛西	大枝, 桂坂, 新林, 境谷, 竹の里, 福西, 上里, 大原野	0	0	0
伏見1	竹田, 伏見板橋, 伏見住吉, 下鳥羽	0	0	0
伏見2	伏見南浜, 桃山, 桃山東, 桃山南	0	0	0
伏見3	向島秀蓮, 向島, 向島藤の木	0	0	0
伏見4	横大路, 納所, 神川, 久我の杜, 羽束師, 明親, 美豆	33	0	33
深草	深草, 稻荷, 藤ノ森, 藤城, 砂川	128	128	256
醍醐	北醍醐, 醍醐, 醍醐西, 池田, 池田東, 春日野, 日野, 小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	0	0	0
総計		1,008	545	1,553

※ 3～5歳児は、0～2歳児と3～5歳児の両方で確保必要量がある提供区域のみで量を設定し、0～2歳児と3～5歳児の確保必要量の少ない方が上限

エ 保育提供体制の確保方策

2024（令和6）年度末時点の保育提供体制を確保するため、以下の考え方で定員を増やしていきます。

【確保方策の考え方】

第1期計画では、全市的に保育提供体制の底上げを図る必要があったことから、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業でそれぞれ一定数を整備する計画としていました。

今後は、全市的な保育ニーズが横ばいになり、地域によっては減少に転じるころが出てくる中、地域を限定してピンポイントで保育提供体制を確保していく必要があります。そこで第2期計画では、地域の既存施設の活用を第一とし、それでは保育ニーズの増加に対応できない地域においてのみ、施設・事業所の創設を検討することとします。

この考え方にに基づき、事業計画においては特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の整備割合を固定的に設定せず、一体的に管理することとし、地域ごとにどの形の保育施設が適しているのかを検討し、整備していきます。

【確保方策の検討順序】

- ① 既存施設の活用
 - ・ 既存の保育園，認定こども園の増築，増改築，分園設置
 - ・ 私立幼稚園における2歳児接続保育による確保
 - ・ 既存の保育園，認定こども園及び幼稚園による小規模保育事業所等の設置
- ② 施設・事業所の創設
 - ・ 保育園
 - ・ 小規模保育事業所等（緊急公募）

【幼稚園の預かり保育】

幼稚園の預かり保育は下記の表のとおり利用者が増えている状況ですが、今後3～5歳児の保育需要が減少することから、今後の新たな確保方策としては見込みません。

<幼稚園の預かり保育の実績>

(単位：人)

年度	平成27	平成28	平成29	平成30
預かり保育利用者数	2,016	2,123	2,227	2,557
預かりⅡ型利用者数	-	-	-	161
合計	2,016	2,123	2,227	2,718

【企業主導型保育事業所の地域枠】

企業主導型保育事業所の地域枠については、既に国が助成決定した事業所の地域枠（現時点で331人）を確保済み量として取り込みますが、京都市に設置権限がなく、今後の動向も不明なため、今後の新たな確保方策としては見込みません。

【既存施設（幼稚園及び保育園）からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用】

引き続き、需給調整のための特例を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても必要最小限の範囲内で移行枠を設けます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

京都市事業名 【国の事業名】	単位	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
①区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室における相談・支援 【利用者支援事業】	箇所	14	14	14	14	14	14
			14	14	14	14	14
	考え方	<p><量の見込み> 区役所・支所の子どもはぐくみ室において、市民からの子育て支援施策等に関する相談に対応し、必要な支援を実施していることから、区役所・支所数を量の見込みとする。</p> <p><今後の方向性> 今後も子どもはぐくみ室のすべての職員が「子育て支援コンシェルジュ」として、子育ての悩みに「気づき」、支援へ「つなぐ」総合案内窓口の役割を担い、よりきめ細かく利用者への相談・支援に対応するとともに、地域ぐるみで課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に寄り添う支援を展開する。</p>					
②時間外保育事業 【延長保育事業】	人日	515,235	472,700	472,700	472,700	472,700	472,700
			472,700	472,700	472,700	472,700	472,700
	考え方	<p><量の見込み> 平成30年度は増加しているものの、それまでの過去3年間は減少傾向にあるため、過去4年間の平均実績に今後の人口推計（0～5歳）を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、現在の提供体制を維持し、ニーズに的確に対応していく。</p>					
③一時預かり事業 (保育所型) 【一時預かり事業(一般型)】	人日	50,464	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
			52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	考え方	<p><量の見込み> 年々減少傾向にあるが、過去4年間の平均利用実績に今後の人口推計（0～5歳）を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、現在の提供体制を維持し、ニーズに的確に対応していく。</p>					
④幼稚園における預かり保育 (市立・私立幼稚園) 【一時預かり事業(幼稚園型)】	人日	524,643	539,271	529,299	506,120	490,935	477,525
			539,271	529,299	506,120	490,935	477,525
	考え方	<p><量の見込み> 幼稚園利用者のうち預かり保育の定期利用者（ほぼ毎日利用）と随時利用者（たまに利用）に係る割合を算出し、年間想定利用日数を乗じて延べ利用者数を求めたうえで、今後の人口推計（3～5歳に限る）を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、私立幼稚園の協力を得ながら提供体制の確保に努め、就労家庭も幼稚園を利用しやすい環境を整えていく。また、預かり保育の実施体制も含めた幼稚園の取組に関する情報発信等を一層推進していく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	単位	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑤病児・病後児保育 【病児保育事業】	人日	3,539	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
			6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
	考え方	<p><量の見込み> 過去4年間の平均利用実績に、市民ニーズ調査から試算した病児保育を利用できなかった延べ日数を加えて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、京都市全体の地域バランスや交通の利便性等を考慮しながら、新設や既存施設の定員数の拡充を図るなど、提供体制の確保を図っていく。</p>					
⑥児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助 【放課後児童健全育成事業】	人	14,076	14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
			14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
	考え方	<p><量の見込み> 学童クラブ事業の登録児童数の推移をもとに令和2年度以降の登録児童数を算出</p> <p><今後の方向性> 今後も引き続き、利用の増加が見込まれる地域を中心に、量の見込みに対応する実施場所の確保に取り組み、可能な限り小学校の校内に確保していくなど、児童の利便性や移動の安全性を踏まえた充実を図っていく。</p> <p>また、児童館等における大学生等職業体験事業の推進など関係団体との連携により、新たな職員を確保していく。</p>					
⑦家庭訪問による継続的個別支援 (子どもはぐくみ室職員による支援) 【養育支援訪問事業】	人	948	1,319	1,283	1,247	1,213	1,180
			1,319	1,283	1,247	1,213	1,180
	考え方	<p><量の見込み> 対象者数に、区役所・支所の要保護児童対策地域協議会の実務者会議進行管理台帳の登載件数の前年度比の平均を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 平成31年4月の区役所・支所子どもはぐくみ室における体制の強化等を踏まえ、支援の充実を図っていく。</p>					
⑧家庭訪問による継続的個別支援 (育児支援ヘルパー派遣事業) 【養育支援訪問事業】	人	208	201	202	203	205	206
			201	202	203	205	206
	考え方	<p><量の見込み> ヘルパー派遣延回数を見込みを算出したうえで、過去実績の1件当たりの平均派遣件数で割り戻して算出</p> <p><今後の方向性> 現在の事業委託体制を維持することで、提供体制の確保を図っていく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	単位	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑨子育て支援短期利用事業 (ショートステイ) 【子育て短期支援事業】	人日	7,877	8,450	9,024	9,597	10,171	10,744
			8,450	9,024	9,597	10,171	10,744
	考え方	<p><量の見込み> 全市における利用割合が、事業を実施している児童福祉施設のある行政区の平成30年度実績の平均値まで高まることとして算出</p> <p><今後の方向性> 事業を実施している既存の児童福祉施設の活用と併せて、京都市全体としての地域バランスや交通の利便性を考慮しながら、新規施設の開拓を図ることなどによりニーズに対応する。</p>					
⑩子育て支援短期利用事業 (トワイライトステイ) 【子育て短期支援事業】	人日	46	35	35	35	35	35
			35	35	35	35	35
	考え方	<p><量の見込み> 過去の利用実績を平均して算出</p> <p><今後の方向性> 現状の体制を維持することで提供体制を確保するとともに、引き続き、施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図る。</p>					
⑪保育所拠点事業,児童館事業,京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業,こどもみらい館 【地域子育て支援拠点事業】	人回	368,322	413,903	413,513	415,697	417,881	420,065
			413,903	413,513	415,697	417,881	420,065
	考え方	<p><量の見込み> 「年間開所日数」「施設数」及び過去の実績に基づき算出した「1箇所1日当たりの利用児童数(0~2歳)」をもとに、事業ごとに算出した量の見込みを合算して算出</p> <p><今後の方向性> 令和2年度から令和6年度にかけて、つどいの広場を少なくとも年間1箇所程度新規開設し、量の見込みに対応する実施場所の確保に取り組む。</p>					
⑫京(みやこ)いきいき子育てサポート事業 (京都市ファミリーサポート事業) 【子育て援助活動支援事業】	人回	7,839	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
			8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
	考え方	<p><量の見込み> 依頼会員を活動回数に基づき区分したうえで、区分ごとに「依頼会員の数」に「活動回数の最大値」を乗じて得た数を合計して算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き提供会員(有償ボランティア)の募集に係る広報活動を行い、地域の互助制度としての体制の確保に努める。あわせて、会員同士の交流会の実施等、依頼会員が安心して利用できる取組を充実させていく。</p>					
⑬新生児等訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 【乳児家庭全戸訪問事業】	人	10,247	9,699	9,496	9,349	9,200	9,099
			実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員				
	考え方	<p><量の見込み> 全戸訪問を目指す事業であることから、各年度の推定出生数を量の見込みとして算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、量の見込みへの対応に必要な体制の確保に努めるとともに、子どもはぐくみ室における体制の強化等を行い、支援の充実を図っていく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	単位	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		平成30	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑭京都市妊産婦健康 診査 【妊婦に対する健康診査】	人回	妊婦健康診査受診券使用枚数					
		125,870	119,753	116,725	113,773	110,896	108,091
		産婦健康診査受診券使用枚数					
	—	15,047	14,667	14,296	13,934	13,582	
		実施場所：妊産婦健康診査委託医療機関					
	考え方	<p><量の見込み> 妊産婦受診券については、妊産婦受診券綴想定交付数を算出したうえで、平均使用枚数を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、委託医療機関の確保に努めることで、身近な地域で健康診査が受けられるよう、提供体制の確保を図っていく。</p>					

(4) 幼児教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、就学支援シートやこどもみらい館における保育者の資質向上の取組など、これまでの京都市独自の取組の更なる充実に加え、乳幼児期における学びと育ちを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を、関係団体との連携のもとに進めていきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、幼稚園等の事務負担を考慮し、事務構築を行うとともに、保護者の利便性を向上するため、幼稚園等の協力を得て、施設を通じた保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、年4回の償還払いにより実施しています。

今後とも、施設や保護者の事務負担の軽減や利便性の向上等のため、実施状況等を踏まえ適宜検討していきます。



2

障害児福祉計画に掲げる数値目標

(上段：利用者数, 下段：延べ利用日数(1月当たり))

区 分	単 位	年 度								
		平成30 (見込み)	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
放課後等 デイサービス	人	2,420	2,747	3,073	3,221	3,324	3,431	3,540	3,654	3,770
	人日	29,040	32,964	36,876	38,652	39,888	41,172	42,480	43,848	45,240
児童発達支援	人	2,142	2,198	2,282	2,354	2,429	2,506	2,586	2,668	2,752
	人日	12,852	13,188	13,692	14,124	14,574	15,036	15,516	16,008	16,512
障害児 相談支援	人	91	112	144	173	203	234	241	249	257
障害児 入所施設	人	47	47	47	47	47	47	47	47	47
医療型 児童発達支援	人	0	84	87	89	92	95	98	101	105
	人日	0	504	522	534	552	570	588	606	630
保育所等 訪問支援	人	2	30	60	60	60	60	60	60	60
	人日	3	60	120	120	120	120	120	120	120
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	15	25	25	25	25	25	25	25
	人日	0	120	200	200	200	200	200	200	200
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター	人	—	15	20	20	20	20	20	20	20

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要量の見込みを超える場合には、児童福祉法第21条の5の15に基づき、事業所指定を行わない場合があります。

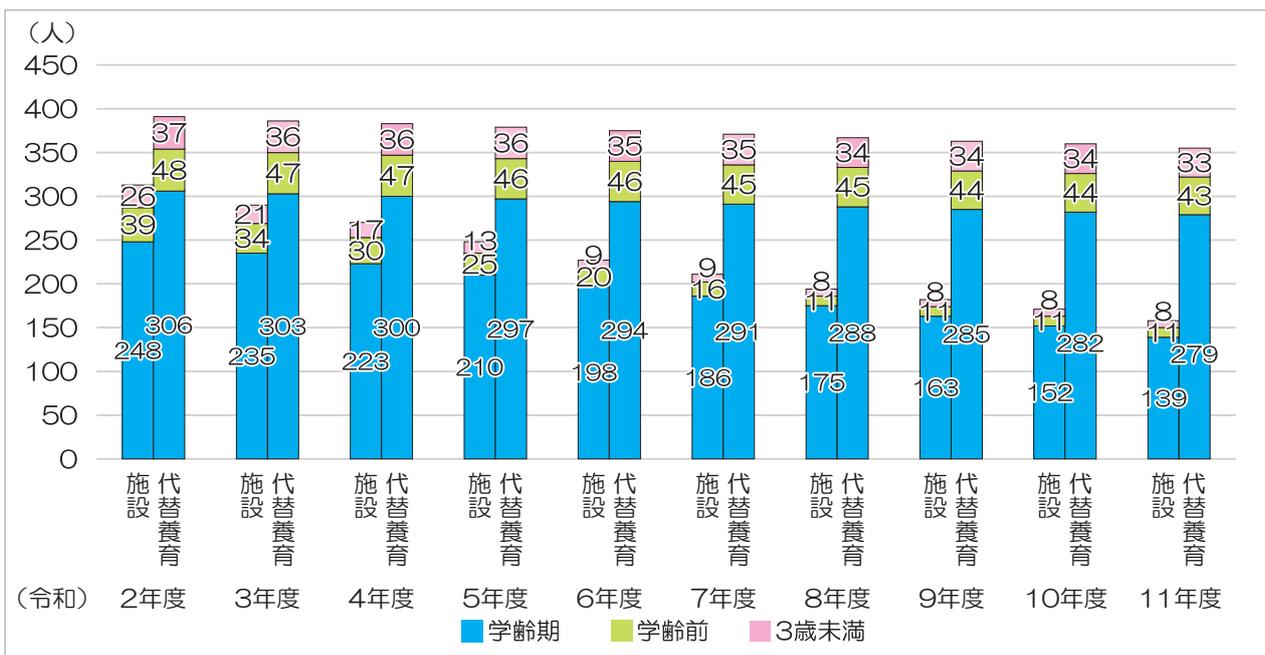
3

社会的養育推進計画に掲げる数値目標

(1) 代替養育（施設入所・里親等への委託）が必要な子どもの数

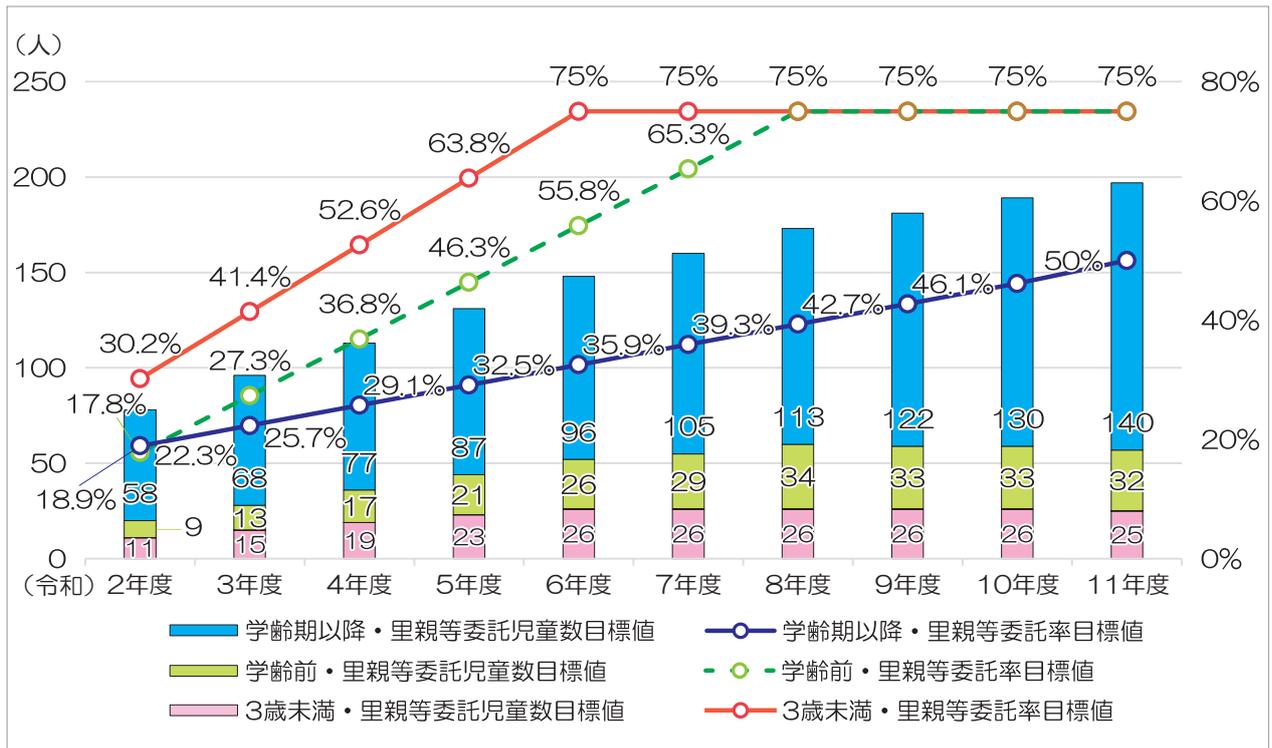
年 度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
施設	3歳未満	26	21	17	13	9	9	8	8	8	8
	学 齡 前	39	34	30	25	20	16	11	11	11	11
	学 齡 期	248	235	223	210	198	186	175	163	152	139
里親等	3歳未満	11	15	19	23	26	26	26	26	26	25
	学 齡 前	9	13	17	21	26	29	34	33	33	32
	学 齡 期	58	68	77	87	96	105	113	122	130	140
代替養育	3歳未満	37	36	36	36	35	35	34	34	34	33
	学 齡 前	48	47	47	46	46	45	45	44	44	43
	学 齡 期	306	303	300	297	294	291	288	285	282	279
合 計		391	386	383	379	375	371	367	363	360	355
里親等委託率		19.9%	24.9%	29.5%	34.6%	39.5%	43.1%	47.1%	49.9%	52.5%	55.5%

ア 施設養育と代替養育



※「代替養育」には施設での養育も含まれています。「施設」は再掲値です。

イ 里親養育と里親等委託率



[里親等委託率の目標値]

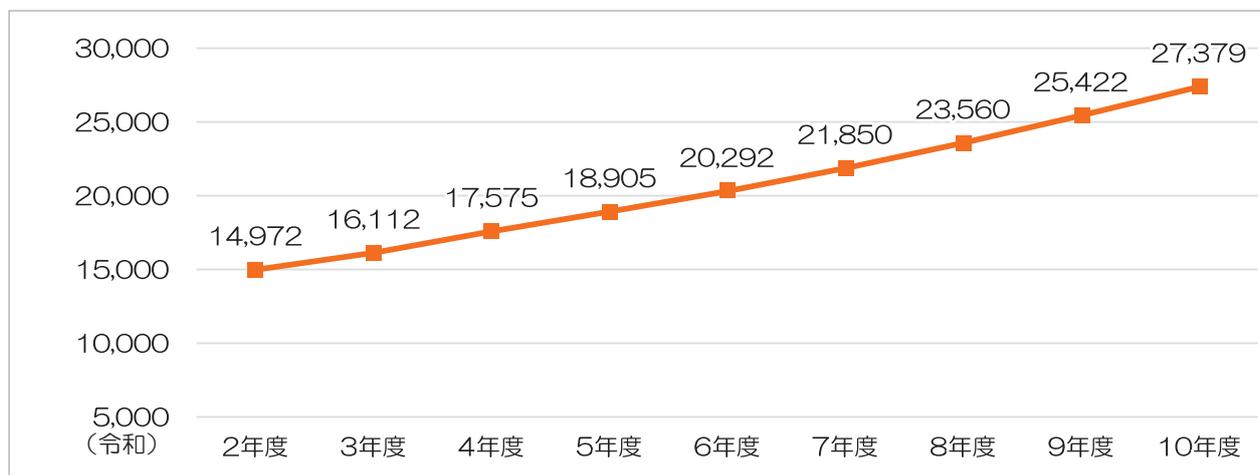
乳幼児 (3歳未満)	令和6年度末	75%
幼児 (3歳以上就学前)	令和8年度末	75%
学齢期の児童	令和11年度末	50%

(2) 一時保護が必要な子どもの数の見込み

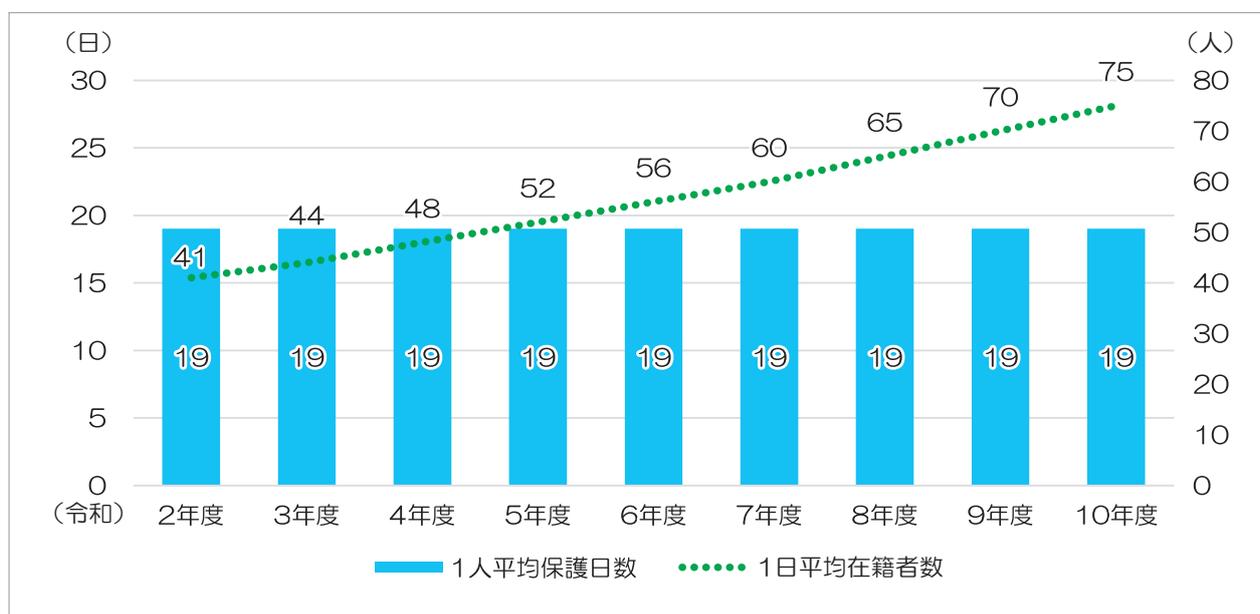
ア 一時保護延べ件数の見込み



イ 一時保護延べ日数の見込み



ウ 一人平均保護日数・一日平均在籍者数の見込み



第Ⅲ部 計画の推進に当たって

1 計画の進捗管理

本計画の実効性を確保し、着実に推進するため、関係局との連携はもとより、市民や地域団体、事業者、関係団体、大学、NPO、企業など、様々な主体と連携・協力していきます。

また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する附属機関「京都市はぐくみ推進審議会」に対して、毎年度、本計画の進捗状況を報告し、点検・評価を行うとともに、ホームページ等で進捗状況を公表します。

また、各種需給計画等、本計画の内容と実態との間に大きな乖離が生じた場合は、「京都市はぐくみ推進審議会」において改めて調査・審議を行い、必要な見直しについて検討します。

2 計画の進捗状況を示す指標

施策ごとの数値目標については第Ⅱ部第3章の各種需給計画において定めていますが、別途、市民の皆様に対して、計画全体の進捗状況を市民目線で直感的に分かりやすくお知らせできるよう、次のとおり指標を設定します。

項目	計画最終年度までの目標値	現況値 (平成30年度)
妊娠11週以下での妊娠の届出率 【安心して妊娠・出産できる環境】	100%	93.4%
保育所等における年度当初待機児童数 【保育を利用しやすいと実感できる環境】	ゼロの継続	ゼロ
学童クラブ事業における年度当初待機児童数 【放課後における健やかな育ち】	ゼロの継続	ゼロ
放課後まなび教室希望児童の登録 【安心して自主的な学びなどができる環境】	100%の維持	100%
青少年が参画している附属機関等の割合 【若者の社会参加】	50%	47.5%
京都市はぐくみアプリのダウンロード数 【必要な支援情報の到達】	53,000件 (運用開始以降の合計数)	23,801件
児童生徒が在学中に茶道(小学校)・華道(中学校)を体験した市立小・中学校の数 【京都ならではの文化力をいかした学び】	小：全校 中：全校	—

3

京都市はぐくみ推進審議会からの提言

本計画の策定に向けた検討過程においては、「京都市はぐくみ推進審議会」により議論をいただきました。その中で、次のとおり、計画の推進に向けた提言を受けています。

京都ならではの「はぐくみ文化」の更なる深化に向けた提言

京都市においては、SDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、「すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！子育て・「共育」環境日本一のまち」を目指すべきまちの姿に掲げ、子どもや若者を社会の宝として大切に育む京都ならではの「はぐくみ文化」のもと、妊娠前から子ども・若者までの切れ目のない支援をより一層充実させることとしている。

一方で、子ども・若者やその家庭が抱えるニーズや課題は多様化しており、こうした公的サービスを行政だけが担うのではなく、市民や地域団体、事業者、関係団体、大学、NPO、企業など、様々な主体との協働がこれまで以上に重要なものとなっている。

今後、「切れ目のない支援」の実効性を確保していくに当たり、こうしたあらゆる主体が「自分ごと」「みんなごと」として関わり、「はぐくみ文化」が更なる深化を遂げるよう、次のとおり提言する。

- 1 人は、一人一人かけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてくるものである。お互いを認め、尊重し合えるよう、家庭や社会のあらゆる分野で「子ども・若者の最善の利益」が考慮されなければならないことを、すべての取組において徹底すること。
- 2 子ども・若者の成長にしっかりと向き合うことをはじめとした「家庭生活」と安定した生活の基盤となる「仕事」との両立に、より豊かな人生を送るための「地域活動や社会貢献活動」を加えた三つの柱がより充実したものとなるよう、事業者や地域団体等とともに、それぞれの場で各人が楽しみながらいきいきと輝くための環境を醸成すること。
- 3 人は他者との関わりの中で充足感・幸福感を得られることを改めて認識し、各種居場所づくりによる孤立防止の取組はもとより、地域コミュニティ活性化に向けて、これまで以上に事業者や地域団体等と連携し取り組むこと。
- 4 「京都で住みたい、住み続けたい」「京都で子育てしたい」と感じられるよう、子ども・若者に関する政策の推進はもとより、経済・雇用、住宅、都市基盤整備(公園、公共交通等)など、関連する政策分野と更なる連携・融合を図ること。
- 5 幼児教育・保育の無償化の流れの中で、幼児教育・保育の利用はもとより、学童クラブ事業の利用が長時間化することも懸念される。大切な命を預かり、育み、保育し、教育する者が生きがいと希望を持って「社会の宝」である子どもと向き合える環境の中で、幼児教育・保育の質を確保し、児童の健全育成を推進するため、必要に応じた適切な利用を促すよう、保護者や関係団体とともに取り組むこと。
- 6 「ユースサービス(青少年の自己成長の支援)」の理念のもと、若者が社会を形成する主体(パートナー)として、将来に夢と希望を持ってライフデザインを描けるような取組を更に充実させること。
- 7 障害のある子ども、児童虐待、少年非行、ひきこもり、ひとり親家庭、貧困家庭など、支援を要する子ども・若者やその家庭が誰ひとり取り残されないよう、必要な支援を行うとともに、外国籍市民や性的少数者を含めて、様々な方が暮らしやすいまちとなるよう、しっかりと取り組んでいくこと。

令和2年3月
京都市はぐくみ推進審議会

本計画はすべて京都市情報館ホームページにおいて公開しています。

本 体

本 冊

本計画の趣旨や具体的な方策等を
全般的・網羅的に掲載したもの。

別 冊

子ども・子育て支援 事業計画

本冊に定める同計画の詳細を
掲載したもの。

資料集

- 計画の策定経過
- 京都市はぐくみ推進審議会
- 前計画の概要と進捗状況
- 市民ニーズ調査・意識調査の
結果
- 市民意見の募集（パブリック・
コメント）の結果
- 基礎データ

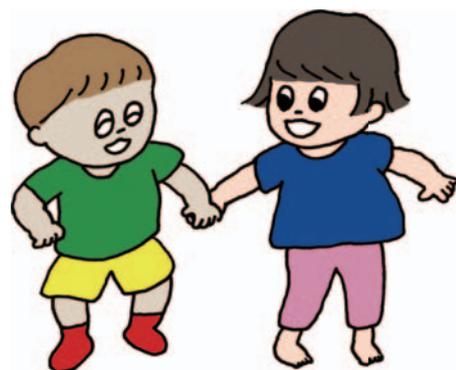
概要版

多くの方に読んでいただける
よう、イラストを効果的に使用
するなど、本計画の要点を簡潔
かつ分かりやすくまとめたもの。

参考資料

事務事業一覧

本冊の施策の体系に掲げる取
組の概要を一覧にまとめたもの。



(掲載ページのURL)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000260990.html>



「子どもの権利条約」(一般原則)

- 生命, 生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
すべての子どもの命が守られ, もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう, 医療, 教育, 生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
子どもに関することが行われる時は, 「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ, おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止(差別のないこと)
すべての子どもは, 子ども自身や親の人種, 性別, 意見, 障がい, 経済状況などどんな理由でも差別されず, 条約の定めるすべての権利が保障されます。

出典:「子どもの権利条約」, 日本ユニセフ協会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



京都市は国連が定めるSDGs(持続可能な開発目標)の理念である「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています



「京都是ぐくみアプリ」配信中!

京都市内で実施される子育て関連のイベント情報や、各種の子育て支援施策を、手軽に入手することができる、無料の「子育てお役立ちアプリ」です。

京都是ぐくみアプリのダウンロード → <http://www.kyoto-kosodate.jp/app>



京都市子ども若者はぐくみウェブサイト

京都市の子育て支援情報を掲載しているホームページ「京都市子ども若者はぐくみウェブサイト」も、施策やイベント情報を簡単に検索できる機能があり、利用していただきやすいサイトになっていますので、こちらもぜひ御活用ください。

子ども若者はぐくみウェブサイト

京都市子ども若者はぐくみウェブサイトのURL → <http://www.kyoto-kosodate.jp/>



京都市 子ども若者はぐくみ局

京都市 子ども若者未来部 育成推進課

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル2階 TEL:075-746-7610 FAX:075-251-2322

2020(令和2)年3月発行 京都市印刷物313246号



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

京都市はSDGsの理念である「誰ひとり取り残さない」まちを目指しています